平成２４年（フ）第２２８９号
福岡県福岡市博多区上川端町14番18号
破産者　株式会社松屋菓子舗
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７号
熊本県天草市五和町手野１丁目2805番地
破産者　山川　昭正
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第３８号
熊本県上天草市松島町合津1155番地
破産者　升本さち子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿屋市王子町3914番地２
破産者　新栄運輸有限会社
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４号
福島県会津若松市橋本１丁目２番32号
破産者　有限会社泰伸建設
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
栃木県佐野市堀米町375番地１
破産者　株式会社メタルテックスポーツ
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８５号
群馬県桐生市新宿３丁目13番27号
破産者　有限会社夢スタジオ
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５４号
長野県茅野市玉川11400番地1054
破産者　株式会社ゼネラルメタルワーク
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６５号
長野県岡谷市塚間町１丁目２番23号
破産者　南信土木建築株式会社
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２４８号
岡山市北区御津鹿瀬190番地
破産者　有限会社ジィー・エフ・シー
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４９号
岡山市北区横井上1533―１カーサフェリスⅢ棟202号、住民票上の住所岡山市北区御津鹿瀬190番地
破産者　五勝出洋子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３５号
岡山市北区七日市東町３番21号
破産者　三原　仙二
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
香川県丸亀市土器町西１丁目257番地
破産者　株式会社戸羽建設
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３６号
宮崎市南方町垣下463番地２
破産者　株式会社ムラタ
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９２号
宮崎市田野町乙9391番地７
破産者　有限会社瀬之口建設
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９号
三重県松阪市丹生寺町547番地
破産者　武田美津子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第７８号
三重県松阪市鎌田町234番地の10　介護老人保健施設嘉祥苑、住民票上の住所三重県松阪市小阿坂町3885番地２
破産者　堀口　邦一
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３２号
三重県松阪市駅部田町1890番地４
破産者　有限会社まいんど
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３９号
三重県多気郡明和町佐田2156番地６
破産者　株式会社吉田鉄筋
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１６９６号
札幌市西区琴似１条３丁目３番12号
破産者　アレックス株式会社
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８号
栃木県日光市所野2844番地１
破産者　日光ビール株式会社
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４７号
栃木県宇都宮市元今泉４丁目７番７号
破産者　ＪＢＳ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係